

○桜井市こども食堂・こども宅食支援事業補助金交付要綱

令和8年5月27日告示第197号

桜井市こども食堂・こども宅食支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、こども食堂事業又はこども宅食事業を運営する団体に対して、市長が予算の範囲内において桜井市こども食堂・こども宅食支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) こども食堂事業 市内において、こどもの居場所づくりを目的に、こどもに無料又は低額の料金による食事の提供を行う事業（当該実施場所において学習支援及び学習相談を実施する事業を含む。）をいう。
- (3) こども宅食事業 市内において、社会的に孤立しがちな子育て世帯に対し、定期的に食品等を届け、支援につながりにくい子育て世帯等の見守りを行う事業をいう。

(補助対象事業)

**第3条** 補助金の交付対象となるこども食堂事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 食事代は無料又は食材等の実費相当額以下の低額で提供すること。
- (2) 年度内に3回以上開催すること。
- (3) こどもが幅広く参加できるよう広報活動等を行うこと。
- (4) 提供する食事は、こども食堂事業に従事する者又は参加者が調理した栄養バランスの良いものであること。
- (5) 常時責任者を配置し、安全に配慮すること。
- (6) 食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築していること。
- (7) 参加するこどもの食物アレルギーの有無を確認していること。
- (8) 事故発生時の対応のための保険に加入していること。
- (9) 事故が発生した場合の対応方法及び連絡体制をあらかじめ定めるとともに、職員

に周知徹底を図っていること。

- (10) 事故が発生した場合には、速やかに市長に報告すること。
- (11) 個人情報の適正な管理に十分配慮すること。
- (12) 利用するこども又は保護者の相談に応じるとともに、必要に応じてニーズに対応した関係機関につなげるよう努めること。
- (13) 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体からの助成を受けている事業でないこと。

2 補助金の交付対象となるこども宅食事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) こども宅食事業の主な利用者は、生活に困窮する世帯、ひとり親家庭その他支援を必要とする世帯のこども及びその保護者であること。
- (2) 緊急時等における利用者の連絡先を本人の同意を得た上で確認すること。
- (3) こども宅食事業を毎月1回以上実施すること。
- (4) 食品等の宅配のみならず、利用するこども及びその保護者への聞き取り等により、当該こども及びその保護者の状況を把握し、それらの者の同意を得た上でその内容を市に報告すること。
- (5) 厚生労働省が定める大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添）、中小規模調理施設における衛生管理の徹底について（平成9年6月30日付け衛食第201号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）又は奈良県が定める福祉目的の食事提供行為における衛生管理事項に基づき、適切な衛生管理を行うこと。
- (6) 翌年度以降においても、こども宅食事業の運営を継続する見込みがあること。
- (7) 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体からの助成を受けている事業でないこと。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は補助対象事業とすることができる。

（補助対象団体）

**第4条** 補助金の交付対象となる団体は、次に掲げる要件をすべて満たす法人その他の団体とする。

- (1) 市内に活動の拠点を有していること。
- (2) 地域活動、こどもの支援に資する福祉活動等に関する実績を有し、又は行う見込み

があること。

- (3) 補助金の交付申請時において、奈良こども食堂ネットワークに加入していること。
- (4) 1年以上継続してこども食堂事業又はこども宅食事業を運営する意思及び能力を有すると認められること。
- (5) 定款又は会則を備えていること。
- (6) 公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (7) 政治的又は宗教的活動を行わないこと。
- (8) 営利目的の活動を行わないこと。
- (9) 市税等の滞納がないこと。
- (10) 法人その他団体の代表者及びその役員等が、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者  
(補助対象経費)

**第5条** 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、食材費、消耗品費（こども食堂事業の実施場所における学習支援に利用する消耗品を含む。）、施設使用料、光熱水費、保険料、印刷費、通信運搬費及びその他市長が特に必要と認める経費とする。この場合において、こども食堂事業又はこども宅食事業の実施場所が自宅又は他の事業に使用する施設等で、こども食堂事業又はこども宅食事業の取組分として金額が明確でない場合は、実施時間で按分する等の方法で補助対象経費を明確にしなければならない。

(補助金の額)

**第6条** 補助金の額は、こども食堂事業又はこども宅食事業の実施場所1ヶ所につき、前条に規定する補助対象経費の総額から当該事業の実施に係る収入額の総額を控除した額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、300,000円を上限とする。

(交付申請)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする団体は、桜井市こども食堂・こども宅食支援事業補

助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 桜井市子ども食堂・子ども宅食支援事業実施計画書（第2号様式）
- (2) 桜井市子ども食堂・子ども宅食支援事業収支予算書（第3号様式）
- (3) 市税等納付状況等確認承諾書（第4号様式）
- (4) 定款又は会則の写し
- (5) 食品衛生責任者の資格を有することを証する書類の写し
- (6) 保険契約書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

**第8条** 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、桜井市子ども食堂・子ども宅食支援事業補助金（交付・不交付）決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

**第9条** 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助決定団体」という。）は、補助対象事業の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、桜井市子ども食堂・子ども宅食支援事業補助金実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 桜井市子ども食堂・子ども宅食支援事業報告書（第7号様式）
- (2) 桜井市子ども食堂・子ども宅食支援事業収支決算書（第8号様式）
- (3) 補助対象経費に係る領収書
- (4) その他市長が必要であると認める書類

（補助金の額の確定）

**第10条** 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、補助対象事業の成果が補助金交付決定に係る内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、桜井市子ども食堂・子ども宅食支援事業補助金確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（請求及び交付）

**第11条** 前条の確定通知を受けた補助決定団体は、桜井市子ども食堂・子ども宅食支援事業補助金交付請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けた場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(概算払による交付)

**第12条** 市長は、前条の規定にかかわらず、補助金の交付決定をした場合において、補助金の交付目的を達成するため特に必要があると認めるときは、事業の完了前であっても、交付の決定をした補助金額の範囲内で補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 補助決定団体で、前項の規定による補助金の概算払を受けようとする場合は、桜井市こども食堂・こども宅食支援事業補助金概算払請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による概算払の交付を受けた補助決定団体が第9条に規定する実績報告を行うときは、同条各号に掲げる書類に加えて桜井市こども食堂・こども宅食支援事業補助金精算調書（第12号様式）を提出しなければならない。

(決定の取消)

**第13条** 市長は、補助決定団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助決定団体の責めに帰すべき事由により補助金の交付ができないとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) この要綱に違反したとき。

(5) 補助金を交付することが適当でないと市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを受けた補助決定団体に損害が生じた場合であっても、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

(補助金の返還)

**第14条** 市長は、第12条の規定により補助金の概算払をしている場合において、第10条の補助金確定額を超える補助金が交付されているとき又は前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関しすでに補助金を交付しているときは、桜井市こども食堂・こども宅食支援事業補助金返還命令書（第13号様式）により当該決定団体に通知し、期限を定めて補助金の返還を命じるものとする。

(書類の保管)

**第15条** 補助決定団体は、補助金の交付申請、請求等に係る書類及び補助対象事業の実施状

況を明らかにした書類等を備え付け、当該補助事業完了年度の翌年から5年間保管しなければならない。

(個人情報等の取扱い)

**第16条** 補助決定団体は、こども食堂事業又はこども宅食事業等から知り得た個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき適正に取り扱わなければならない。補助事業者でなくなった後も、同様とする。

(その他)

**第17条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。